

認定公告資料

【地域交通安全活動推進委員に対する講習に関する業務委託契約に係る公安委員会の認定審査について】

概要

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29の規定に基づき公安委員会が委嘱した地域交通安全活動推進委員に対する講習については、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号）第8条の規定により、公安委員会は、道路における交通の安全と円滑に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者で講習を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると認められるものに講習の実施を委託することができることとされています。

公安委員会が委託事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると認める一般社団法人又は一般財団法人その他の者の審査を、次の手順により行います。

地域交通安全活動推進委員に対する講習に関する業務委託契約に係る公安委員会の認定審査について

1 業務内容

地域交通安全活動推進委員に対する講習に関する委託業務とは、次の業務をいう。

茨城県公安委員会が委嘱した地域交通安全活動推進委員に対し

- 道路交通の現状に関する知識
- 道路交通関係法令の基礎的な知識
- 地域交通安全活動推進委員としての心構え
- 地域交通安全活動推進委員の活動要領
- 交通安全教育の実施要領

について講習を行うこと

2 公安委員会が認める一般社団法人又は一般財団法人その他の者としての要件

- (1) 道路における交通の安全と円滑に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者であること。
- (2) 講習を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すること。

ア 講習実施日に、3名以上の職員を委託講習に専従させることができること。

イ 責任者及び委託講習に従事する職員が直接的な雇用関係にあること。

ウ 茨城県内の2か所（県央地区・県南地区）において講習を実施する体制が確立されていること。

- (3) 地域交通安全活動推進委員に対する講習を行うのに必要な能力を有する者を配置できること。

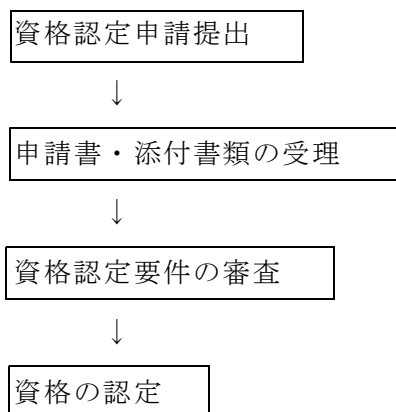
ア 道路交通の現状に関する知識や道路交通関係法令の基礎的な知識を必要とする業務に従事したことがある者を配置できること。

イ 交通安全教育の業務に従事したことがある者を配置できること。

ウ ボランティアに携わったことがある者を配置できること。

エ 上記ア・イの業務に3年以上従事した者を委託事務の責任者として指定することができること。

3 認定までの流れ



4 認定に必要な書類

- (1) 申請書
- (2) 定款及び登記事項証明書（登記簿の謄本）又はこれに準ずる書類
- (3) 従事する者の経歴を記載した書面
- (4) 「2 公安委員会が認める一般社団法人又は一般財団法人その他の者としての要件」に記載されていることを証明する書類等
- (5) 本県に事務所等を有することを確認できる書類（登記事項証明書等）
- (6) 暴力団排除に関する誓約書

5 申込受付日時・場所

- (1) 受付日時

令和7年8月25日（月）から同年9月5日（金）までの午前10時から午後5時まで（時間厳守）

- (2) 受付場所

茨城県警察本部交通部交通総務課（警察本部庁舎4階）に直接関係書類を持参すること。郵送による申請は受け付けない。

6 問い合わせ先

茨城県警察本部交通部交通総務課安全係
電話番号 029-301-0110 内線（5033）

認 定 申 請 書

令和 年 月 日

茨城県公安委員会 殿

申請者

所 在 地

名 称

代表者氏名

電 話 番 号

地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則第8条の規定により、公安委員会が委託事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると認める一般社団法人又は一般財団法人その他の者としての申請をします。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

※ 添付書類

- (1) 定款及び登記事項証明書（登記簿の謄本）又はこれに準ずる書類
- (2) 従事する者の経歴を記載した書面
- (3) 「地域交通安全活動推進委員に対する講習に関する業務委託契約に係る公安委員会の認定審査について」の2の要件に記載されていることを証明する書類等
- (5) 本県に事務所等を有することを確認できる書類（登記事項証明書等）
- (6) 暴力団排除に関する誓約書

暴力団排除に関する誓約書

令和 年 月 日

茨城県警察本部長 殿

申請者

所 在 地

名 称

代表者氏名

電 話 番 号

地域交通安全活動推進委員に対する講習に関する業務委託契約に係る公安委員会の
認定審査申請に関し、

(名称を記載)

は、下記の 1 から 6 までの事項に該当しないものであることを誓約します。

記

- 1 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいる法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）
- 2 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- 3 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- 4 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- 5 役員又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- 6 役員等又は使用人が前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等